

序章 「世界遺産」と「まもること」

1 「世界遺産」について

「世界遺産」とは

「世界遺産」という言葉を目にしない日はない。テレビ番組で、旅行のチラシで、書店で、「世界遺産」を見ることができるようになった。そもそも世界遺産とは何なのか。制度的な側面でいえば、保護の対象としての文化財であることが多く、修理や規制によって「世界的」にもまもられていくべき第一義的な「実体」としての世界遺産である。しかし、世界遺産地区に住んでいる人や遺産保護の専門家は別として、一般に「世界遺産」とはメディアから発信される「情報」とそこから醸成される「イメージ」がほとんどであろう。言葉を変えれば、観光目的地を選ぶときの「ステイタス」であり、出版物やテレビで美しい写真や映像を楽しむ「消費対象」でもある。このように、「世界遺産」はどうしてもイメージが先行しがちで、本当はどのようなしくみで何がまもられているのか、あまり知られていないのではないだろうか。ここではまず、大前提となっているしくみとしての「世界遺産」を簡単に説明しておきたい。⁽¹⁾

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

世界遺産とは昭和四十七年に採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(通称「世界遺産条約」)に基づいて作成された「リスト」に登録された物件のことを指す。世界遺産に

ついで「指定」ではなく「登録（英語ではinscribed）」という言葉を主に使うのはこのため、これはあくまでも「リスト」なのである。

世界遺産条約の全文は日本のユネスコ連盟のホームページや書籍にたくさん出ているのでここでは引用しないが、簡単に言ってしまうえば、特に素晴らしい自然遺産や文化遺産を人類にとつての「世界遺産」として国際協力をしてまもっていかう、という内容になっている。⁽³⁾世界遺産は「自然」と「文化」両方を網羅しているところにも特徴がある。文化遺産は記念物、建造物群、遺跡を対象としており、自然遺産は自然の地域、脅威にさらされている動植物種の生息地、自然の風景地などを対象としている。そして、文化も自然も両方ともすばらしいものが複合遺産とされている。いずれも有形の不動産のみを対象としていて、お祭などの無形のものや絵画や美術工芸品のような動かせるものは含まれない。河野はこの条約の特徴として、文化遺産関係の国際協力の集大成であること、文化と自然の保護をひとつにまとめたこと、「国際」という言葉ではなく「世界」を用いたことの三点をあげている。⁽⁴⁾

世界遺産登録の過程

世界遺産にはどうすればなれるのか。大まかには四つの段階を経てめでたく登録という形になる。⁽⁴⁾

まず、条約締結国が暫定リストを作成する。世界遺産予備軍をそれぞれの国で準備するということである。日本では文化遺産は文化庁が、自然遺産は環境省がこのリスト作成を担当してきた。暫定リストはおよそ五年後から十年後の登録を目指して随時更新される。平成十八年、国内の文化遺産の暫

定リストに二十四もの自治体が名乗りを上げ、結果的に平成十九年一月に「富士山」、「富岡製糸場と絹産業遺産群」、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」、「飛鳥・藤原の官都とその関連遺産群」の四箇所に絞られ、残りの二十件は「継続審議」になったことは記憶に新しい。文化遺産では他にも「古都鎌倉の寺院・神社ほか」や「彦根城」などが暫定リストに入っている。

次に、暫定リストから選ばれ、準備が整った物件に関して推薦書をユネスコに提出する。このとき世界遺産センターは必要書類や地図に関してできる限りのアドバイスをするようになってくる。日本では平成十五年に暫定リストにのった「平泉の文化遺産」の推薦書が平成二十年の世界遺産委員会の審議に向けてユネスコに提出されている。推薦書は国の事情によってポリュームや形式はさまざまである。聞いたところでは、日本の文化遺産の推薦書は他に抜きんでて立派な「桐の箱入り」のものがつくられるそうである。

推薦書が受理されたら、いよいよ評価である。世界遺産条約に書かれている助言団体 (Advisory Body) と呼ばれる ICOMOS、IUCN の両団体が評価を行う。三つ目の団体としては ICCROM がある。ICOMOS は文化遺産の、IUCN は自然遺産の評価を行う。評価がどのようにして行われるかというと、ICOMOS の場合は、推薦書本体、現地調査のレポート、調査研究、学識経験者と ICOMOS のグループによる審査、推薦国からの必要な追加資料などをもとにして、最終的な評価書が作成される。普遍的価値があるかどうかについては主に調査や専門家らのグループが評価をし、現地調査は同じ地域（たとえば日本の場合ならばアジア太平洋地域）の専門家が対象地を視察し、マネージメントができていないか、保護の体制が整っていないか、推薦書に書かれていることは妥当かど

うかを確認する。しばしば誤解されるように、現地の視察による評価のみで登録か否かが決定するわけではない。この ICOMOS の最終的な結果は四段階の評価になっている。一番が登録 (inscribe)、二番目は差し戻し (refer back) で三年以内に修正のうえ再提出しても良いというもの、三番目は先送り (defer) で、もう一度練り直して新たに推薦し直すことができるというもの、四番目は登録しない (not inscribe) で、よほどのことがない限りもう一度出してもダメでしょうというものである。優・良・可・不可という大学の単位のようなのだが、単に登録されるかダメかというゼロイチの評価ではない。ちなみに、平成十九年に登録された「石見銀山遺跡とその文化的景観」は五月の段階では defer の評価を受けた。

このようにして評価された結果は世界遺産委員会に提出され、年一回の世界遺産委員会で審議されて最終決定、という流れになっている。世界遺産委員会での決定は遺産によっては議論が紛糾することもあれば、ICOMOS や IUCN の評価のまま何もなくあっさり登録されることもある。平成十七年の知床の場合は特に質問もなく「登録決定」⁸⁾となった。世界遺産委員会では登録が決定すると会場は拍手で沸き、議論となると口角泡飛ばして登録するべきかどうか、喧々諤々やるという具合である。

この登録までの過程はすべてがスムーズに行くというわけではなく、第一段階、第二段階のあたりからユネスコの専門家などによってアドバイスを受け、何度もダメ出しをされながらジリジリ進んでようやく推薦書の提出にたどり着いたという例もある。地方の自治体などで「世界遺産になるには期間とお金はどのくらいかかるのか」という質問をされることが多い。しかし、実際には国や地域の法

律などでまもられていることが世界遺産の大前提なので、国内の制度やマネジメントプランを整えるための期間とお金と考えてよく、その場合は現状がどうなっているかによって異なるということになる。

世界遺産の評価基準

これらの推薦される物件はすべて「顕著な普遍的価値」を有しており、かつ「オペレーショナルガイドライン」に示された十の「クライテリア（評価基準）」のうち最低ひとつを満たしている必要がある。ではオペレーショナルガイドラインとは、クライテリアとは何だろうか。簡単にいうと、オペレーショナルガイドラインは（日本語で「世界遺産条約履行のための作業指針」とも言われている）、条約で書ききれていない具体的なことから決定している。条約は変更できないため、世界遺産の新しいしくみをつくる時にはこのオペレーショナルガイドラインを改訂して対応している。非常にこまかい項目があるため、これをしっかり読めば「しくみとしての世界遺産」をよく理解することができらるだろう。「クライテリア」はそれぞれの遺産がどのような価値のもとに登録されたのかを把握する重要な基準である。（i）人間の創造的才能を表す傑作である」から始まっていて十番目までである。自然遺産と文化遺産はもとも別のクライテリアだったが平成十七年にひとつに統合された。現在の文化遺産に相当する六番目までを読んでみてもかなりまわりくどい言葉で語られているため、文言を読んだだけで具体的な遺産のイメージを浮かべることが難しい。

このクライテリアは最低ひとつを満たしていれば良いのだが、六番目の「(vi) 顕著で普遍的な価

値を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的な関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）」のみは例外で、この基準ひとつだけでは登録するのは難しいとされている。平成十七年の世界遺産委員会でこの登録基準に関して議論があったのが、ボスニア・ヘルツェゴビナの「モスタルの橋と旧市街地」である。モスタルは古くからトルコ式の民家と橋で有名だったが、平成二年に内戦によって破壊され、その後新しく修復、復元された。モスタルの橋と旧市街地は当初基準の「(vi) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である」と先述の(vi)で申請されていたが、結果的に(vi)のみで登録された。ここで問題となったのが(vi)のカッコ内にある(vi)のみの登録はしないという但し書きである。モスタルの場合、橋や旧市街地は一度破壊されたものをつくり直していることなどから、(iv)としての価値は認められないという意見が出されたのである。一方で、復元されたモスタルの橋と旧市街は和解と国際協力、多様な文化や民族、宗教の共生のシンボルで(vi)に関しては文句なく該当するというのは一致した意見だった。その結果、あえて科学的根拠に乏しい現状で(iv)を加えるよりも、むしろ(vi)のみで十分なのではないかという議論を経て、異例の(vi)のみでの登録となった。某国の代表によって「モスタルの橋の上で天使が離れ離れになった人を引き合わす」という内容の詩が朗読されたりして、その場はかなり感情的な高揚した議論となった。ボスニア・ヘルツェゴビナにとっては初めての世界遺産でもあり、登録決定後、会場は大きな拍手で包まれたのである。

顕著で普遍的な価値

世界遺産は文化、自然にかかわらず、その定義は「顕著な普遍的価値 (Outstanding Universal Value)」を持つものとされている。⁹⁾ 世界遺産委員会などの「業界用語」としてはOUVという略称を用いているが、これは世界遺産にとつてはなくてはならない「枕詞」と言える。世界遺産はどんどん増え続け、平成十九年二月現在、百三十八カ国の八百三十件（うち自然遺産百六十二件、文化遺産六百四十四件、複合遺産二十四件）が登録されている。世界遺産は限りなく増えてもその「顕著な普遍的価値」を保てるのかという疑問は専門家でなくても湧いてくるだろう。平成十七年の世界遺産委員会ではその「OUV」に関する議論の一端を聞くことができた。これはロシアのカザンで行われた専門家会議（カザン会議）に関する報告である。¹⁰⁾ カザン会議は世界遺産となるのに必要な「顕著な普遍的価値」についての共通認識を深めるために二十八回委員会の決定を受けて開催されたものであるが、第二十九回の委員会ではこの専門家会議の報告および決議に関して、さまざまな議論が展開された。

世界遺産の大きな流れとして、文化の多様性を重視する傾向があげられるが、その背景には数の地域格差という大きな問題がある。当初ヨーロッパ中心の考え方で進められた世界遺産登録によって、ヨーロッパは他の地域に比べ世界遺産の数が多いたが現状である。こうした地域格差を緩和するため文化的景観など世界遺産の概念の拡大が図られたという経緯がある。

ところが、この「文化の多様性」と「顕著な普遍的価値」は一見すると矛盾をはらんでいるかのよ

うに見える。つまり、多様な文化の担い手にとって重要なものが世界の人すべてにとって価値があるのかという疑問が生じるのである。会場でも同様な疑問が次々に投げかけられた。「どの文化にも共通する価値があるとは思えない」「人間の価値を人間が価値付けすることに矛盾がある」などがその代表的なものといえる。また「世界の平和のためにというユネスコの趣旨を踏まえると、価値付けの変化は“I”’s identity から “WE”’s identity への道のりである」といったオヤジギャクのかつ前向きな発言もあった。

世界遺産の価値も時代によって移り変わるものであり、長年世界遺産委員会に出席し流れを見守ってきたある国の代表の発言にあったように、「世界遺産を具体的に価値付けするのはそれぞれの国や地域であり、IUCNやICOMOSはその価値を確認し、世界遺産委員会は決定するという過程を経るので、価値もコンセンサスを得つつも各国の認識による」というのが最も現状に即した考え方であるように思われる。

オーセンティシティ⁽¹¹⁾

文化遺産は「ほんもの」である必要がある。先ほどの登録基準に基づいて推薦された遺産はそれぞれオーセンティシティの条件に合致していなければいけないのである。オペレーショナルガイドラインではオーセンティシティはそれぞれの遺産が帰属している文化の文脈に沿って判断されなければならないしながらも、その特質として、「形態、意匠」「材料、材質」「用途、機能」「伝統、技能、管理体制」「位置、セッティング」「言語その他の無形遺産」「精神、感性」「その他の内部要素、外部要

素」という視点が提示されている。文化遺産の価値に関するオーセンティシティの概念はヨーロッパの保存問題から発生したとされているが、何が「ほんもの」なのかということに関してこれまで多くの議論が積み重ねられてきた。特に平成六年の「世界文化遺産奈良コンファレンス—文化遺産のオーセンティシティの概念をめぐって」では日本の木造建造物に関する文化財修理のあり方への理解を通じて、材料に優先順位をおいてきたこれまでの考え方に對し文化遺産の拡大する枠組みに對応した視点が必要であるとの議論を経て、「オーセンティシティに関する奈良ドキュメント」へと結実した。¹³⁾ この会議に関して伊藤は次のように述べている。

日本は、「文化遺産の保存はその地域の地理、気候、材料等、風土的条件と文化的伝統に従って行われるべきであり、これによってこそオーセンティシティは保てる」と最初に主張した。これを皮切りにして、各代表からさまざまな背景からの発言が相次いだ。その中でも、ヨーロッパの代表が「オーセンティシティとは、語源からいつて、太古においては神の定めたところであったが、次には王が定めたとと解釈されるようになり、さらにルネサンス以降は人の理性が認めたとと考えられるようになった」と、オーセンティシティの拡大を、ヨーロッパの哲学に立脚して支持する見解を発表したのが注目された。¹⁴⁾

「ほんものかどうか」というのは哲学や博物館学のオハコの議論だと思いが、世界遺産の場ではこうした「哲学」的な視点と現実の「モノ」の修理が結び付けられて議論の俎上に載せられている。い

ずれにせよ「オーセンティシティ」という言葉が文化遺産を縛りつけているものであり、同時にその存在を担保しているものであることは確かである。

文化的景観

「文化的景観」という言葉をご存知だろうか。平成四年に世界遺産に導入された概念「Cultural Landscape」の訳語である。この概念の導入は世界遺産のしくみにとつて新たな展開となった。断っておかなければならないのは、本書で扱う白川郷は広い意味では文化的景観だが、世界遺産の「文化的景観」として登録されたわけではない。日本ではじめて「文化的景観」として世界遺産リストに登録されたのは「紀伊山地の霊場と参詣道」である。しかし、白川郷は文化的景観の概念を導入する流れにのつて登録されたことは間違いなので、背景を知るためにもここで少し説明しておきたい。

平成四年の世界遺産における文化的景観の概念の導入は、自然遺産と文化遺産のどちらにも属さないような、「自然と人間の結合による所産」を遺産として登録できるようにすること、ヨーロッパ偏重の世界遺産の地域格差を概念の拡大によつて緩和するという目的があつたとされている¹⁵⁾。それまではハッキリと分かれていた「文化」と「自然」をつなぐものとして「文化的景観」が期待されたのである。概念導入の意義としては無形の価値を認めたこと、人間の活動による土地利用のシステムに価値をおいたこと、推薦の過程で地域社会の認識が高まること¹⁶⁾があげられている。「オペレーショナルガイドライン」によると、文化的景観は①庭園、公園などのデザインされたもの、②棚田や果樹園など常に変化している景観、③信仰や芸術の対象となる景観の三種類があり、平成十六年に登録された

「紀伊山地の霊場と参詣道」は③に該当する。庭園からブドウ畑、そして信仰の山まで「何でもありか」というくらい幅広いものを対象にしていることがわかる。「自然」と「文化」の融合とは言うものの、実際には「文化的景観」は文化遺産の範疇で ICOMOS が主体となって評価をするため、その視点は「文化の希少性」によって語られる場合が多い。

あるものを「保護」する状況というのはそれが衰退する、壊れそうになるなど消失してしまうことに対する反作用として生まれてくる場合が多い。建造物などの場合、良し悪しは別にして「モノ」だけを残すと割り切れば、移動させる、お金をかけるなどの形でそれが可能になることもある。しかし文化的景観のような田んぼや畑、山などを考えた場合、樹脂を使って棚田を全部固めて残すわけにもいかないのが、「いとなみ」や「信仰」を続けることが大前提となる。つまり衰退せざるを得ない社会の大きな流れに何らかの形で「抗う」ことが必要とされる難しい遺産なのである。

以上のことから、世界遺産というしくみ自体が試行錯誤を重ねながら歩を進めている現状をおわかりいただけたかと思う。世界遺産が「顕著な普遍的価値」を持つものの「リスト」であるということは、本来の意図はどうあれ登録はある種の階層をつくり出す行為である。暫定リストへの選出から推薦、登録に至る過程は、上の階層へとステップアップし絞り込まれていくエリート養成コースのようでもある。西村はこうした見方を「世界遺産が他と切り離されたスーパー国宝として存在するのではない」と否定しているが、暫定リスト追加のときにみられたような世界遺産フィーバーは「スーパー国宝」であることへの素直な反応であり、特に日本では本来的な世界遺産の理念としくみの通りと

いうわけにはいかないだろう。世界遺産保護の立場から見れば、すべての人に遺産の価値と保護への正しい理解を促そうというのはもっともだが、一方で世の中の人々にとっては世界遺産というのはミシュランやアカデミー賞などたくさんある称号の一つにすぎないとも言える。高邁な理想を背景に成り立っている「世界遺産」と「世界遺産まんじゅう」をつくりかねない勢いの遺産候補を抱える多くの地域や、メディアが繰り返して生産する消費対象としての「世界遺産」、その両者は同じ「世界遺産」なのに、いつまで経っても交わらない不思議なねじれの位置にあるような気がするのである。

2 「まもる」のしくみ

小さな宝石のような自分だけにとって大切なものを「まもる」ことと、先祖代々の家を「まもる」こと、はたまた「世界中の人にとって大切にちがいない」歴史的建造物を「まもる」ことの間にある違いは何だろうか。後者になるほど主体の当事者意識は薄れ、その分「世の中の的に正しい」という社会通念になっていくのではないだろうか。このように、「まもる」といつても多様なかたちがあるのだが、本書で扱おうとしている「白川郷」は白川村荻町という集落全体が文化財として「まもる」対象になっている場所である。

こうした歴史的なものをまもるときに「保存」と「保全」というふたつの言葉がある。西村は「保存」を文化財的価値評価の特性を凍結的に維持していくこととし、一方「保全」を歴史的な価値を尊重し機能を保持しつつ再生・強化・改善していくものであると定義し、「眼前にあるものをすべて『保存』することは必ずしも地域社会の『保全』にはつながらない」と述べている。つまり、「生きたまま再生」させるために新陳代謝を促すのが「保全」で、「保存」は「保全」のためのひとつの方法である。いずれも同じ「まもる」という行為でありながら都市や集落などの「保全」はあるところで「保存」をとりこみ、あるところでは「保存」とは別の変化を促しているといえる。

「保全」するにしろ、「保存」するにしろ、放っておけば永久になくなってしまいかもしれない大切なものを少しでも長く残しておきたいというのは人々の自然な思いだろう。しかし、冒頭に述べたよ

うに、自分だけの小さなものは箱に入れて引き出しに大切にしまっておけばよいが、それが「白川郷」のような集落となった場合はどうだろうか。「残しておきたい」思いを「残す」という行動に移すとき、誰にとつて残すのか、何を残せばその思いは続くのか、ということの背景にさまざまな社会要因や経済要因、人々の思惑が錯綜することになる。

世界遺産の概念の拡大によって「文化的景観」が保護の対象になったことはすでに述べたが、人が生活している「景観」や「風景」のようなものを「まもる」というのはいったいどのような行為なのだろうか。「風景」というものは、風景を共同してつくり出す自然や人間社会と同様に、静的でも固定的でもない。それは絶えず発展し、変化し、進歩し、退歩している」とエクボは述べているが、この変化するものをまもるといふことは「変化させないこと」だろうか。それとも、「変化すること」をまもることだろうか。先ほどの「保存」と「保全」に関しても言えることだが、これは変化と不変の割合の差であり、決して変化と不変化が同時に生じるのではない。ここで、問題となるのがその「不変化」の部分の選択である。多木は以下のように述べている。

かわる部分とかわらぬ部分を分離し、全体を維持しつつ新陳代謝を可能にするようなシステムが計画できる。一見非常にうまく考えられたこのような発想も、計画することと経験することの違いが十分に理解されていかなかった。だから、変化は予想され、予定調和的な時間解釈に人間を閉じる結果になりかねないのである。(中略) 未来は開かれたまま残しておくようにしなければならぬ。計画と経験のずれ、差異の方が、人間にとつて本質的なのである。しかもその両方

(計画と経験)とも人間的な事実である。²³⁾

「まもる」ということは「まもろうとする意思」が何らかの手段によって空間に働きかけをすることである。放っておけば失われるものを、その働きかけによって残そうとすることにほかならない。しかし、「絶えず変化している」景観や風景を「まもる」となった場合、多木の指摘する「計画」と「経験」のずれはまさに予定できないものであり、それが結果として「まもろうとする意思」の目指しているはずの「予定調和」を覆す結果ともなる。

本書では「まもること」を無条件に是とする立場ではなく、それを目指している現場で実際には何が起こっているのか、「生きた景観や風景」のなかで残されたもの、変化したものは何なのか、それは誰が、どのような視点から「まもる」ことを決めた結果なのか、世界遺産である「白川郷」を事例として取り上げていきたい。

【脚注および文献】

- (1) 世界遺産に関しては UNESCO のホームページに登録物件やさまざまな文書などの詳しい情報があるのでぜひともご覧いただきたい。 <http://whc.unesco.org/>
- (2) 条約の前文にある“parts of the cultural or natural heritage are of outstanding interest and therefore need to be preserved as part of the world heritage of mankind as a whole”に象徴されている。
- (3) 河野靖「文化遺産の保存と国際協力」風響社 一九九五年 一五三頁。
- (4) UNESCO (2005) World Heritage Information Kit ⑥ “The Nomination Process”と文化庁のホームページ (http://bunka.nii.ac.jp/jp/world/h_12html (2007/8/15 参照)) と(社)日本ユネスコ協会のホームページ

- (http://www.unesco.org/contents/isan/decides.html (2007/3/29 参照)) を参考にしている。
- (5) ICOMOS ㊦ International Council on Monuments and Sites の略称。 IUCN ㊦ International Union for Conservation of Nature and Natural Resources の略称。
- (6) ICCROM ㊦ International Centre for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property の略称。
- (7) Desk Assessments の略称。
- (8) 筆者は平成十七年(二〇〇五)に南アフリカで開かれた世界遺産委員会に出席した。本稿での主観的な感想はそのときに見聞きした事柄による。
- (9) 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」第一条、第二条。
- (10) このカザン会議には日本からは独立行政法人東京文化財研究所国際文化財保存修復協力センター企画情報研究室長の稲葉信子氏が参加している。
- (11) 「真实性」とも「真正性」とも訳されるが、ここでは「オーセンティシティ」とする。
- (12) 渡邊明義「オーセンティシティと日本の文化財保護」『月刊文化財』377、一九九五年、四〇九頁。
- (13) 稲葉信子「文化遺産の新しい枠組みと奈良会議の意義」『月刊文化財』377、一九九五年、二一〇二七頁。
- (14) 伊藤延男『新建築学大系50 歴史的建造物の保存』、彰国社、一九九九年、八七頁。
- (15) 本中真「文化と自然のはざまにあるもの―世界遺産条約と文化的景観―」『奈良国立文化財研究所学報』五八巻、奈良国立文化財研究所、一九九九年、二二一〜二二八頁。
- (16) Mechtild Rössler (2005) World Heritage Cultural Landscape: a global perspective, 37-46 The Protected Landscape Approach, IUCN.
- (17) 西村幸夫『都市保全計画』、東京大学出版会、二〇〇四年、八〇二頁。
- (18) 前掲(17)、一〇〇〜一〇三頁。
- (19) G・エクボ『景観論』、鹿島出版会、一九七二年、九頁。
- (20) 多木浩二『生きられた家 経験と象徴』、岩波現代文庫、二〇〇一年、二〇二頁。